

○勝山市工事等入札心得

この心得は、勝山市契約事務規則第16条第11号にいう入札条件とする。

第1 入札書は、所定の手続きにより指定された時刻までに提出しなければならない。

第2 入札参加者または入札代理人は、次の者に入札の行為を委任し、または入札の代理人とすることはできない。

- (1) 「地方自治法施行令第167条の4」に該当する者
- (2) 法人企業の場合は、その役員および使用人以外の者
- (3) 個人企業の場合は、入札執行者が入札参加者を代表するに足りると認められた以外の者
- (4) 当該入札に対する他の入札参加者または入札参加者または入札代理人

第3 特定建設工事共同企業体または経常建設共同企業体（以下「企業体」という。）が、入札参加者の場合は、当該企業体のすべての構成員が参加し連記して入札しなければならない。ただし、すべての構成員（代表者を除く。）が当該企業体の代表者を入札代理人とする委任状を作成したときは、当該代表者はその委任状を持参し、入札執行者に提出することにより当該企業体を代表して入札することができる。

第4 入札参加者または入札代理人は、入札書を提出した後は、開札の前後を問わず入札書の引き換え、または入札の取り消しをすることはできない。

第5 予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合における入札の回数は初回を合わせて2回を限度とする。

ただし、設計金額を事前公表した場合においては、これを超える金額をもって行った入札は無効とする。

なお、勝山市契約事務規則第16条及び勝山市郵便入札実施要領第9条に該当する無効な入札を行った者は、再度の入札が行われる場合においても、これに参加させない。

第6 入札参加者は、開札日前日の午後5時までは、いつでも入札を辞退することができる。なお、入札を辞退するときは、入札辞退届を契約担当課に直接持参しなければならない。

2 入札を辞退した者は、これを理由として以降の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の辞退等により入札参加者が1人のときは、入札の執行を取りやめる。ただし、一般競争入札を除く。

第7 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

第8 入札参加者が連合し、または不穏な行動をなす等により、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、または入札の執行を延期し、

もしくは取りやめることがある。

第9 入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、次の各号に該当する場合は、各号に定めるところにより落札者を決定するものとする。

(1) 工事の請負契約については、相手方となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の価格（以下「調査基準価格」という。）を事前に定め、当該調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、勝山市契約事務規則第19条の規定に基づき、当該入札を行った者について入札価格の適当性を調査し、落札者を決定するものとする。

(2) 勝山市契約事務規則第14条第1項の規定に基づく最低制限価格を設けた場合は、最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

第10 「議会の議決に付すべき契約及財産の取得または処分に関する条例」（昭和39年勝山市条例第9号）第2条に該当する契約は、議会の議決を経るまでは仮契約とし、議会の議決がなされた時、これを本契約とみなす。

2 仮契約の締結後、議会の議決までの間に、落札者が勝山市から入札参加の資格制限または指名停止を受けた場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。

3 第1に該当する契約以外の契約において、落札者が契約を締結するまでに、勝山市から入札参加者の資格制限または指名停止を受けた場合は、契約を締結しないことがある。

4 前2項の規定により仮契約を解除し、契約を締結しない場合は、市は一切の損害賠償の責を負わない。

第11 建設業法（昭和24年法律第100号）において規定されている工事現場の配置予定技術者の専任制等の確認を落札後契約前に実施し、その後契約を締結する。

2 確認の結果、適正に技術者を配置することができないことが判明した場合は、契約を締結しないことがある。

3 前項の規定により契約を締結しない場合、市は一切の損害賠償の責を負わない。

附 則

この心得は、平成19年5月17日から施行し、平成19年4月2日から適用する。

附 則

この心得は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この心得は、平成26年1月27日から施行する。